

# 令和3年度 奈良県地域防災計画の修正について（概要）

## 修正の趣旨

- 令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等の直近の自然災害や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、災害対策基本法や防災基本計画の見直しといった社会情勢の変化等を踏まえ、奈良県地域防災計画の修正を行う。

### 【奈良県地域防災計画とは】

大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的として、災害対策基本法第40条に基づき奈良県防災会議が策定するもの

※直近の修正：令和2年3月

## 今回の修正の主な項目 ⇒ 詳細は別紙のとおり

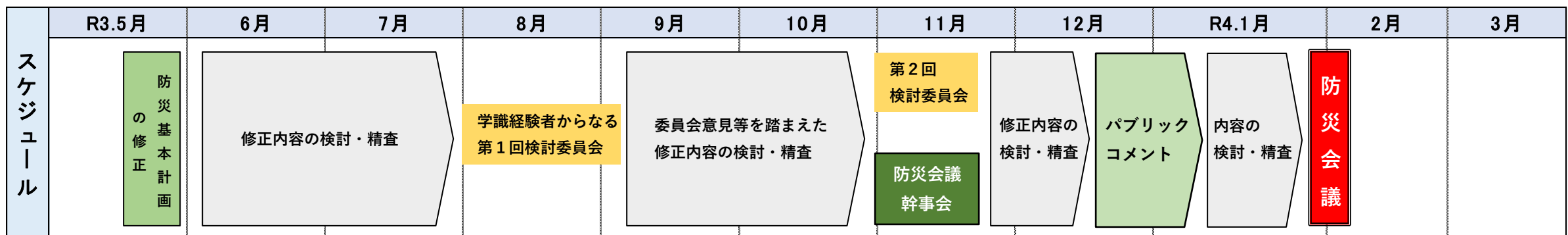
### （1）直近の自然災害の課題や教訓を踏まえた修正

- 災害リスクととるべき行動の理解促進
- 市町村への迅速な人的支援（リエゾン派遣）による情報収集
- 被災者・市町村への発災時の物資支援態勢
- 長期停電・通信障害への対応

### （2）社会情勢の変化等を踏まえた修正

- 避難所等における新型コロナウイルス感染症対策
- 災害対策基本法の改正  
（新たな避難情報の運用、個別避難計画作成の努力義務化 など）
- 公助と併せた自助・共助の推進

## 修正スケジュール



## 1. 災害リスクととるべき行動の理解促進

- ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地の災害リスクやとるべき行動等を周知
- 避難に関する情報の意味の理解促進
  - ・ 安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと
  - ・ 避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること
  - ・ 警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等
- 災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要
- 住民は、どの情報を元に、どのタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努める。
- 事業者は、豪雨や暴風等の際に、テレワークや時差出勤、計画的休業など、従業員の不要不急の外出を控えさせるために適切な措置に努める。

## 2. 市町村への迅速な人的支援による情報収集

- 総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

## 3. 被災者・市町村への発災時の物資支援態勢

- 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。また、災害時の情報交換に当たっても同システムを活用する。

## 4. 長期停電・通信障害への対応

- 病院等の重要施設は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。
- 県は、重要施設の非常用電源の設置状況等のリスト化に努め、大規模停電時に、リスト化した重要施設のうち電源の確保が必要な施設の把握を行う。

# 令和3年度 奈良県地域防災計画の主な修正事項

## 5. 避難所等における新型コロナウイルス感染症対策

- 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切なレイアウト等の措置を講じるよう努める。
- 市町村は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
- 市町村は、県が作成したガイドラインを参考に、感染症対策の観点を取り入れた避難所運営マニュアルの見直しや拡充に努める。
- マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進
- 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する。
- 平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認や避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
- 応援職員の派遣に当たっての、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底、執務スペースの適切な空間の確保への配慮

## 6. 災害対策基本法の改正

- 警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化、警戒レベル5の災害発生情報を「緊急安全確保」に見直し
- 市町村は、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。
- 市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、関係者と連携して、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。
- 市町村は、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入対象者を特定して公示する。
- 市町村は、広域避難が必要な場合は、県内の他の市町村への受入れについて当該市町村に直接協議する。

## 7. 公助と併せた自助・共助の推進

- 公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。
- 気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。  
→ 普及すべき防災知識を計画上で列挙